

# 給水装置整備工事をめぐる収賄事件の調査報告

平成 22 年 2 月  
大阪市水道局

## 目 次

1	はじめに	2 頁
2	給水装置整備工事について	3～7 頁
	( 1 ) 工事の内容	
	( 2 ) 工事の規模	
	( 3 ) 業務の流れ	
	( 4 ) 契約の方法	
	( 5 ) 事業執行状況	
3	事件概要について	8～10 頁
	( 1 ) 概要	
	( 2 ) 収賄を行った元職員の経歴	
	( 3 ) 元職員の業務内容	
	( 4 ) 収賄に至る経緯	
	( 5 ) 収賄事実	
4	調査結果（工事発注依頼時の給水担当への意見具申等の状況及び関連する事項）について	
	4 - 1 調査方法	11～12 頁
	4 - 2 調査結果	13～28 頁
	( 1 ) 工事発注依頼時の給水担当への意見具申等の状況について	
	( 2 ) 元請業者への下請けあっせん等の状況について	
	( 3 ) 事件発生を防止できなかった状況について	
	( 4 ) その他の調査結果について	
5	問題点の抽出	29～32 頁
6	再発防止に向けて	33～37 頁
	( 1 ) 工事契約方式の改善	
	( 2 ) 業者選定の改善	
	( 3 ) 下請あっせん行為の防止等	
	参考資料	38～41 頁

## 1 はじめに

水道局の給水装置整備工事をめぐる贈収賄事件の発生により、当局はもとより本市の公共工事全体について、職員の公正な職務の執行に対する市民の皆さまの信頼を大きく損なうことになったことに対して、改めて深くお詫び申し上げます。

収賄行為を行った当該職員については、平成 21 年 4 月 24 日付けで懲戒免職処分といたしました。3 月 11 日の逮捕から引き続き勾留の後、3 月 31 日に大阪地裁に収賄罪で起訴され、2 回に渡る公判での審理の後、6 月 19 日に有罪判決が宣告されました。

起訴までの間は、大阪府警や大阪地検による上司や同僚等の関係職員への事情聴取が連日のようであり、関係資料の追加提供を行うなど、その捜査に全面的に協力してきました。

起訴後においては、公判の状況を傍聴しながら、局としての内部調査を並行して進めており、弁護士立会いのもとでの被告人本人への聞き取りや関係業者への聞き取り、さらには上司や同僚等の関係職員への聞き取り調査を進めてきました。

また、平成 21 年 3 月 30 日の大阪市公正職務審査委員会からの意見書にあった、水道工事センター分室職員から給水担当への付箋等による意見具申等の状況、並びに元請業者への下請けあっせんの状況の調査については、4 水道工事センターの過去 2 か年の 2300 件余りの工事の全件を対象に、水道工事センター及び給水担当の関係職員に対する聞き取り調査を行いました。関係資料が押収されており、また関係職員が約 80 名に及んでいることから、相当な時間を要しましたが、6 月初めに調査結果がほぼ集約できました。意見具申等については、想像以上に広く行われ、その意見のほとんどが尊重されていたことが確認され、同時に管理職員等による把握とチェックがほとんどなされていなかったという問題点も浮き彫りにされました。

これらの調査結果については、6 月下旬に、その時点での原因や背景、問題点についての考察と、当面の再発防止措置とをあわせて、公正職務審査委員会に報告しておりました。

その後は、抜本的な再発防止に向けて、給水装置整備工事の契約方式を、より透明性、競争性を確保できるものに改めるよう鋭意検討を進めるとともに、内部調査等の過程で出てきた疑問点等について、引き続き調査を継続し、その解明に努めてきました。また、この間、職場でのコミュニケーションの促進や職員のコンプライアンス意識の向上に資するよう、管理職員を対象にしたコンプライアンス研修（外部講師型）を実施するとともに、給水担当における工事発注事務について、恣意性を排除して適正に業者選定が行われているか内部監査を実施してきました。

今般、残る課題となっていた給水装置整備工事の契約方法の見直しについて、今後の方向性を決めましたので、その後の調査結果等とあわせて公表いたします。

今後、水道局として、コンプライアンスを確保した業務の推進と、職員の意識向上、職場風土の改革に、全力を挙げて取り組むことにより、市民の皆さまの信頼回復につなげてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 2 給水装置整備工事について

### (1) 工事の内容

・給水装置整備工事は、給水装置整備事業として施行する工事で、給水装置が個人財産であることを基本としながら、一定の基準を設け、局費用で既設給水装置を整備（とくに鉛給水管の耐衝撃性硬質塩化ビニル管への布設替）することにより、にごり水、出水不良又は漏水の解消を図り、給水の円滑化及び給水装置の維持管理並びに市民サービスの向上を図っているもので、近年では鉛の健康影響などの問題もあって、平成 25 年度末までに道路上の鉛給水管の完全解消を図ることを目標に積極的に施行している。

・なお、給水装置整備事業では、以下の工事等も含めてその目的達成に努めている。

#### ・配水管工事に伴う接合替工事

配水管の新設又は布設替工事に伴い、当該道路に布設されている給水装置、及び当該道路に面した家屋の給水装置を接合替することにより、給水装置の整備改良を行う。

#### ・配水細管工事

配水管布設見込みのない道路（主として未認定道路）に配水細管（耐衝撃性硬質塩化ビニル管、口径 75mm）を布設することにより給水装置の整備改良を行う。

#### ・経年給水管整備工事

道路下で漏水した鉛給水管及び使用延長が長く維持管理上問題のある鉛給水管の整備改良を行う。

・給水装置整備工事の特徴としては、以下の点が挙げられる。

市内には、鉛給水管がいまだに数多く残存しており、第 4 次給水装置整備事業では、道路上の鉛給水管 369km、件数 16 万 6,000 件を対象に、早期に鉛給水管の解消を図る必要があり、年間の施工件数は数千件に上り、効率的にその施行を図る必要があること。

給水装置が個人財産であることから、水道局が単独で整備工事を行うことはできず、工事施行に当たっては、配水管から給水装置を分岐している多数のお客さまから工事施行に係る承諾書を取得する必要があり、その取得に一定の時間を要すること。一方で、いったん工事施行に係る承諾書を取得すれば、直ちに工事の施工に執りかかる必要があり、数多くのお客さまにご迷惑をかけることのないよう、迅速に工事の施工を完了する必要があること。

とりわけ漏水を伴う鉛給水管などの経年給水管については、緊急に施工を完了させる必要があること。

・こうしたことから、工事の契約方法については、(4) で述べるように、過去、単価契約方式及び複数者との随意契約方式を採ってきた。

(2) 工事の規模

・給水装置整備工事は、配水管工事に伴う接合替工事等とともに「給水装置改良工事(単価契約)」により施行している。給水装置改良工事の件数及び金額は以下のとおりである。

表-2.1 給水装置改良工事 件数及び金額

工事センター	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平均	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
東部	292	965,024	204	779,251	223	764,909	240	836,395
西部	239	782,632	257	910,774	333	1,306,330	276	999,912
南部	379	1,324,528	339	1,133,809	354	1,269,729	357	1,242,689
北部	283	880,719	278	904,353	307	1,013,848	289	932,973
合計	1,193	3,952,903	1,078	3,728,187	1,217	4,354,816	1,163	4,011,969

1)給水装置改良工事による施行件数・金額で、給水装置整備工事及び配水管工事に伴う接合替工事等の合計

2)工事センター発足前(19年11月25日以前)は営業所別件数・金額の工事センター別への再集計

・給水装置整備事業全体における整備箇所数・鉛給水管取替延長は以下のとおりである。

表-2.2 給水装置整備事業 整備箇所数・鉛給水管取替延長

工事センター	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平均	
	箇所数	延長(km)	箇所数	延長(km)	箇所数	延長(km)	箇所数	延長(km)
東部	4,543	15	3,892	9	4,005	11	4,147	12
西部	4,006	14	4,609	12	5,674	15	4,763	14
南部	5,360	15	4,244	13	5,233	15	4,946	14
北部	3,707	10	4,344	15	4,615	12	4,222	12
合計	17,616	54	17,089	49	19,527	53	18,078	52

1)工事センター発足前(19年11月25日以前)は営業所別件数・金額の工事センター別への再集計

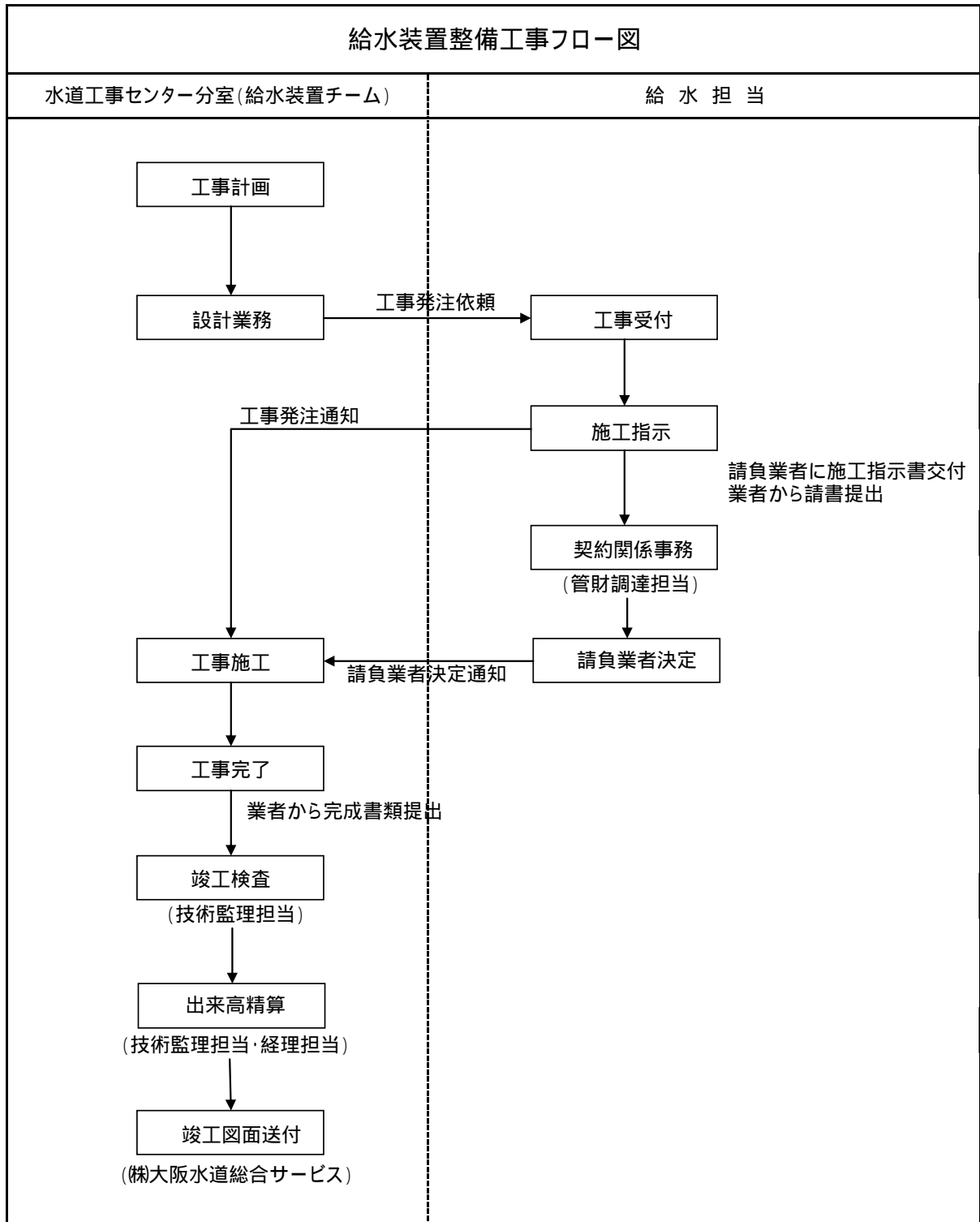
・契約金額別工事件数は以下のとおりである。

表-2.3 給水装置改良工事 契約金額別工事件数

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	250万円以下	250万円超	250万円以下	250万円超	250万円以下	250万円超
給水装置整備工事	290	553	291	516	251	614
配水管工事に伴う接合替工事	146	174	85	161	109	217
配水細管工事	4	28	4	22	4	24
合計	440	755	380	699	364	855

(3) 業務の流れ

・個人財産である給水装置を鉛給水管対策という目的で短期間に局主導で施行することから、計画とともに所有者との調整を工事決議の前に行うということが特徴で、業務の流れは以下のとおりである。



#### (4) 契約の方法

・給水装置整備工事等(配水管工事に伴う接合替工事を含み給水装置改良工事にて施行するもの)は、いずれも小規模な工事が一定期間内に市内一円において同時にかつ反復的・突発的に継続して多数発生するもので、全体の工事量を事前に把握することが困難であるとともに、これらの工事は多種多様な工種から構成されていることから、一体の工事として工事総額を事前に把握することが困難である。

・そのため、これらの事務については、通常の現場ごとに設計積算する総価による契約には馴染み難い性格のもので、あらかじめ単価の契約をした請負者に必要の都度指示するという手法をとることにより、小規模多量という業務量の問題にも少人数で対応してきた。

・これらの工事については、過去には工事量等を考慮して複数業者との随意契約を行ってきたが、対応可能な業者を順次随意契約により受け入れてきたことによる契約に関する公正性、競争性、透明性の確保に問題があり、平成21年2月からは、公募型指名見積比較によって、当局が必要とする数の単価契約業者を競争により決定しつつも、工事発注時には指示書による発注とし即時工事着手できる体制をとり迅速性と省力性を確保している。

・なお、「見積比較」とは、単価契約がそれ自体債権債務を確定する本契約ではなく、単価の予約を行う契約であるので、入札と変わらない方法により契約者を決定しているが入札と区別するために「見積比較」という表現にしたもので、現在は「比較見積」と称している。

・給水装置改良工事の契約方法の変遷を以下に記す。

表-2.4 給水装置改良工事における契約方法の変遷

工事の種類	～21.1.31		21.2.1～21.7.31		21.8.1～22.1.31	
	契約方式	契約者数	契約方式	契約者数	契約方式	契約者数
給水装置改良工事	随意契約 (単価契約)	154者 <sup>1</sup> (市内)	公募型指名 見積比較 (単価契約)	92者 (市内)	公募型指名 比較見積 <sup>2</sup> (単価契約)	92者 (市内)

契約者数欄の( )内は施行範囲で、市内全域に複数者の契約者数

1:平成20年8月1日～21年1月31日の契約者数

2:平成21年度より「指名見積比較」から「指名比較見積」に名称変更

(5) 事業執行状況

・給水装置改良工事で施行する給水装置整備工事・配水管工事に伴う接合替工事等の工事執行状況は、それぞれ以下のとおりである。

給水装置整備工事及び配水細管工事

表-2.5 事業進捗状況

(単位：千円)

工事センター	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平均
東部	( 764,918 ) 689,438	( 668,192 ) 565,484	( 713,765 ) 488,690	( 715,625 ) 581,204
西部	( 593,168 ) 562,905	( 659,048 ) 714,405	( 777,664 ) 1,059,575	( 676,627 ) 778,962
南部	( 1,047,722 ) 1,098,387	( 1,097,796 ) 980,011	( 1,115,359 ) 997,426	( 1,086,959 ) 951,039
北部	( 624,444 ) 684,654	( 704,350 ) 750,555	( 786,717 ) 774,718	( 705,170 ) 736,642
合計	( 3,030,252 ) 3,035,384	( 3,129,386 ) 2,946,482	( 3,393,505 ) 3,320,409	( 3,184,381 ) 3,100,758

上段( )内は年度当初の予定事業費

工事センター発足前(19年11月25日以前)は営業所別件数・金額の工事センター別への再集計

配水管工事に伴う接合替工事

表-2.6 事業進捗状況

(単位：千円)

工事センター	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平均
東部	275,586	213,767	276,219	255,191
西部	219,727	196,369	246,755	220,950
南部	226,141	153,798	272,303	217,414
北部	196,065	217,771	239,130	217,655
合計	( 962,392 ) 917,519	( 996,182 ) 781,705	( 1,224,404 ) 1,034,407	( 1,060,993 ) 911,210

上段( )内は年度当初の予定事業費

工事センター発足前(19年11月25日以前)は営業所別件数・金額の工事センター別への再集計

接合替工事については、年度当初の工事センター別予定事業費を設定していない

### 3 事件概要について

#### (1) 概要

・当局西部水道工事センター粉浜分室の技術職員であった (以下「元職員」) が、当局の発注に係る公共工事である給水装置整備工事の設計、施工監督等を行う職務に従事していたところ、当該給水装置整備工事の受注を希望する 社(以下「元請会社」)に対し、同工事の一部である舗装復旧工事について 社(以下「舗装会社」)を下請け業者として使用するよう働きかけたうえ、給水担当の工事発注担当者に対して同元請会社及び同社のグループ会社(以下「グループ会社」)に工事を請け負わせるよう意見具申を行うとともに、下請け業者として使用するよう働きかけた対価として同舗装会社の従業員 (以下「従業員」)に、賄賂を要求し、同人らが供与した賄賂を收受した贈収賄事件である。

・具体的な内容については、公判(第1回:平成21年5月15日、第2回:平成21年6月5日)の傍聴記録及び元職員からの聴取内容をもとに報告する。

#### (2) 収賄を行った元職員の経歴

収賄を行った元職員の、本市採用後の職歴は次のとおり。

平成 8 年 4 月 1 日	高校卒業後、大阪市採用
平成 8 年 6 月 1 日	工務部北部工事事務所
平成 12 年 6 月 1 日	業務部境川営業所
平成 16 年 5 月 1 日	業務部粉浜営業所
平成 18 年 4 月 1 日	総務部粉浜営業所(職制改正)
平成 19 年 11 月 26 日	工務部西部水道工事センター(職制改正)
平成 21 年 4 月 24 日	懲戒免職

#### (3) 元職員の業務内容

・元職員は、犯行当時、西部水道工事センター粉浜分室に所属し、同分室が設計・施工等を担当する給水装置整備工事に関する設計図書の作成・施工監督等の職務に従事していた。

・また、給水装置整備工事の請負業者の選定は給水担当が行っていたが、請負業者の選定にあたって、工事の担当者として現場の実情及び業者の能力に精通している元職員から意見を述べる場合があり、実際に特定の業者のみに発注が偏っていなければ、元職員の意見どおりに請負業者が選定されていた。

#### (4) 収賄に至る経緯

・平成 18 年頃、元職員は、当局から住吉区内の給水装置整備工事を受注した同元請会社が工期内に工事の竣工ができなくなった際に、同社から相談を受け、対応可能な業者を紹介するなどして、同社に竣工検査を受けさせて、同社の契約義務違反を免れさせていた。

・平成 19 年 8 月頃、元職員は、かねてから工事現場などで面識があった同舗装会社の従業員から仕事がないので粉浜分室が発注する工事の下請けに入れるよう請負業者に口添えしてもらいたい

旨頼まれ、これを了承した。

- ・同月頃、元職員は、前記のとおり助けた同元請会社なら自分の頼みを聞いてくれるだろうと考えて、同社に対し同舗装会社を下請けに使うよう依頼した。これに対し同元請会社は元職員から前記のとおり助力を得ていたこと、元職員の依頼を引き受けることにより、今後同社が施工した工事の施工監理等の場面等で便宜ある取り計らいを受けたいとの思惑から、前向きな意向を示した。

- ・同月頃、元職員は、同舗装会社の同従業員に対し、同元請会社に同舗装会社を下請けとして使うよう依頼した旨を伝えた。これを聞いた同従業員は、同元請会社との間で、同グループ会社から下請け工事を同舗装会社が受注する約束をとりつけた。

- ・同月下旬頃、同舗装会社の実質的経営者の（以下「経営者」）は、同従業員から、元職員の口添えにより同社が下請け工事を受注できるようになった旨報告を受けた。

#### （５）収賄事実

- ・平成 19 年 10 月頃から、元職員は同舗装会社の下請け工事を受注させるために、給水担当の工事発注担当者に対し、同元請会社を請負業者として推奨する意見を述べるようになった。

- ・当時、元職員は消費者金融会社などから合計約 250～300 万円の借金があり、その返済資金を得る目的などから、同舗装会社を下請け業者として使うことを確約している同グループ会社を請負業者として選定するよう意見を述べたことなどの謝礼として、同舗装会社に賄賂を要求しようと考えた。

- ・同月頃、近鉄 駅近くの飲食店で同従業員を呼び出し、同人に同舗装会社を下請けに使うことを確約している同グループ会社を請負業者として選定するよう意見を述べたことの謝礼として賄賂を要求した。

- ・同舗装会社の経営者は、同従業員から、元職員から賄賂の要求を受けた旨の報告を受け、元職員に賄賂を渡すことで同社が下請け工事を受注できるようになるなどの思惑から、同従業員に、元職員からの賄賂の要求を了承するように指示した。

- ・同経営者の指示を受けて同従業員は、元職員に、賄賂を渡すことを了承するとともに、両者の間で同舗装会社の下請け工事を受注した場合の賄賂金の算出方法が「1m<sup>2</sup>当たり 50 円～100 円」と決定された。

- ・元職員は、同舗装会社から多くの賄賂を受け取るため、同社に少しでも多くの下請け工事を受注させようと考え、その後も引き続き給水担当の工事発注担当者に、同グループ会社を請負業者として推奨する意見を述べた。

- ・同年 10 月 19 日から 11 月 26 日までの間、元職員が、同グループ会社を請負業者として選定するよう意見を述べたことから、8 件の給水装置整備工事が同グループ会社に発注され、同元請会社は、元職員との約束どおり同グループ会社が受注した 8 件の工事の舗装を同舗装会社の下請けさせた。

- ・同年 11 月下旬頃、元職員は近鉄 駅近くの前記飲食店に同舗装会社の同従業員を呼び出し、同人に、元職員の口添えにより同舗装会社同グループ会社から下請け工事を受注できたことについて、紹介料名目で賄賂金 20 万円を要求した。

- ・同年 12 月中旬頃、元職員は、同舗装会社が下請け工事を受注できるよう有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同舗装会社の経営者から指示を受けた同従業員から、元職員のマンション前の路上において賄賂金 20 万円を受け取った。
- ・元職員が引き続き給水担当の工事発注担当者に対し、同グループ会社を請負業者として推奨する意見を述べたことから、平成 20 年 1 月 25 日に 2 件の給水装置整備工事が同グループ会社に発注され、同元請会社は、同グループ会社が受注した工事の舗装を同舗装会社に下請けさせた。
- ・同年 4 月中旬頃、元職員は前記飲食店において同従業員に対し、それまでの 10 件の工事について賄賂金 30 万円を要求した。
- ・同年 6 月中旬頃、元職員は、前記趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同舗装会社の経営者から指示を受けた同従業員から、前記路上において賄賂金 30 万円を受け取った。
- ・同年 4 月 11 日から同年 8 月 22 日までの間、9 件の給水装置整備工事が同グループ会社に発注され、同元請会社は、同グループ会社が受注した工事の舗装を同舗装会社に下請けさせた。
- ・同年 10 月下旬頃、元職員は前記飲食店において同従業員に対し、前記 9 件の工事について賄賂金 60 万円を要求した。
- ・同年 11 月中旬頃、元職員は、前記趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同舗装会社の経営者から指示を受けた同従業員から、前記路上において賄賂金 60 万円を受け取った。
- ・元職員は、同従業員から受け取った前記各賄賂金を、それぞれ借金返済や遊興費に充てるなどして、すべて費消した。

#### 4 調査結果（工事発注依頼時の給水担当への意見具申等の状況及び関連する事項）

##### 4 - 1 調査方法

・工事発注依頼時の給水担当への業者選定に関する意見具申等の状況については、過去2年間分（平成18年度下期、19年度上期、19年度下期、20年度上期の4期分（平成19年2月～平成21年1月））のすべての給水装置改良工事（給水装置整備工事、配水管工事に伴う接合替工事、配水細管工事）を対象に、各センター分室の担当職員（発注依頼担当者及び工事監督員）に対して、「給水担当への発注先の選定に関わる意見具申やその他類する行為」を行ったことの有無、その方法、内容、理由、結果及び上司等への相談の状況、並びに「元請業者に特定業者を下請けとしてあつせん及び紹介その他類する行為」を行ったことの有無及びその内容について、各々の担当職員が担当したすべての工事について聞き取りにより確認を行った。

・調査手順としては、以下の手順で行い、その結果を持って内容を確定した。

##### 押収資料の閲覧調査

大阪府警本部で、先に押収されていた「工事発注依頼書」を閲覧し、同書に付箋を添付した形跡等がないか確認調査を行った。

##### 水道工事センター分室の工事担当職員への聞き取り調査

の調査によって得られた情報を加えて、全件の調査リストを作成し、4水道工事センターにおいて、その調査リストに基づいて分室の各工事担当者への聞き取り調査を行った。

##### 給水担当の工事発注担当職員への聞き取り調査

の調査結果の内容を、給水担当において、意見具申等を受けた側の工事発注担当者に示して、自身の認識と齟齬がないか聞き取り調査を行った。

##### 水道工事センター分室の工事担当職員への再聞き取り調査

の調査で、齟齬のあったものについて、4水道工事センターにおいて、分室の各工事担当者へ再度の聞き取り調査を行った。

・また、上記調査に並行して、周辺事実の解明と再発防止の基礎とするため、収賄を行った元職員及び関係職員並びに関係業者に対する聞き取り調査を行っており、これまでの調査経過は、以下のとおりである。

## これまでの調査経過

( ) 収賄を行った元職員への聞き取り調査

調査内容 事件について

調査月日 3月30日 4月13日 5月7日

( ) 府警押収資料の閲覧調査

調査内容 ( )の調査のための準備(「工事発注依頼書」の確認)

調査月日 4月13日

( ) 各水道工事センターの工事担当職員に対する聞き取り調査

調査内容 付箋等による業者選定についての意見具申等及び下請け斡旋等の状況

調査月日 4月22日～5月19日 5月28日～6月1日 11月25日～12月4日

( ) 給水担当の発注担当職員に対する聞き取り調査

調査内容 付箋等による業者選定についての意見具申等の状況

調査月日 5月20日～28日 6月3日

( ) 給水担当の検査担当職員に対する聞き取り調査

調査内容 平成18年頃に住吉区内で施工した整備工事の竣工検査の状況

調査月日 5月25日～6月2日 7月3日

( ) 関係業者への聞き取り調査

調査内容 収賄を行った元職員との関係について

調査月日 4月23日 5月8日 7月15日 8月4日 8月7日

( ) 西部水道工事センターの上司及び同僚職員等に対する聞き取り調査

調査内容 収賄を行った元職員との関係について

調査月日 5月12日 5月19日 5月22日 6月10日 6月12日

6月23日 7月2日 11月25日 11月27日 12月4日

( ) 公判の傍聴

公判月日 5月15日 6月5日 6月19日

## 4 - 2 調査結果

### ( 1 ) 工事発注依頼時の給水担当への意見具申等の状況について

#### 全体の概要 (表-4.1 参照)

- ・過去 2 年間 4 期分の給水装置改良工事の工事発注件数 2,382 件のうち、797 件において、水道工事センターの各分室（平成 19 年 11 月までは各営業所）から給水担当に対して意見具申等を行っていたことが明らかになった。「覚えていない」280 件と、別途入札を行っている一件発注分 6 件を除いた件数（511 件）に占める割合は 38%となっていた。
- ・意見具申等の方法としては、797 件中、「電話又は面談をしたうえで付箋を添付する方法」又は「付箋のみを添付する方法」が 607 件で 76%を占めて最も多く、次いで「電話のみによる方法」が 16%となっており、この両方で 92%を占めている。方法としては、数は少ないが、付箋の添付に代えて、工事発注依頼書に「直接記入する方法」が 3%、「メモ書きを添付する方法」が 2%見受けられた。
- ・意見具申等の内容として、特定業者あるいは特定の業者グループを指定していたものが、797 件中、524 件で 66%を占めていた。なお、この中には、給水担当の工事発注担当者に対応可能な業者を聞いて、その業者名を記載したとするもの 168 件（すべて南部水道工事センター分）は含まれていない。
- ・意見具申等の結果、意見どおりとなったものは、797 件中、782 件で 98%を占めていた。電話や面談で話をした時点で、意見が断られた場合は、そもそも付箋を添付することはしないので、このような高い実現率になっているものと考えられる。
- ・意見具申等をするに当たって、上司等に相談を行ったものは、797 件中、106 件で 13%を占めていた。

#### センター別の特徴

- ・4 水道工事センター別に見ると、収賄を行った元職員が所属していた西部水道工事センターからの意見具申等の件数が、797 件中、287 件と最も多く、「覚えていない」等を除いた西部全体（527 件）に占める割合は 54%となっていた。
- ・意見具申等の方法として、「面談をしたうえで付箋を添付する方法」は、西部水道工事センターのみで見られ、すべて収賄を行った元職員によるものであった。
- ・意見具申等をするに当たって、上司等に相談を行ったもの 106 件中、北部水道工事センターが 76 件と最も多く、北部水道工事センターの意見具申等の件数（122 件）に占める割合は、62%となっていた。

#### 理由の内訳 (表-4.2 参照)

- ・意見具申等を行った理由として最も多かったのは、「近接する工事を同じグループの業者に揃えるため」というもので、797 件中、278 件と 35%を占めていた。これは、隣接する工事エリアを同時に又は順次に工事発注するような場合で、それぞれ違うグループの業者が選定されると、円

滑に工事を進めるためには業者間で綿密に連携して工程調整等を図ることが必要不可欠となり、その労力を省力化するために同じグループの業者への発注を意見具申していたものである。

- ・次に多い理由として、「緊急対応が可能」をあげたものが、797 件中、165 件で 21%、「地元を熟知している」又は「工事場所が特定業者の事務所に近い」をあげたものが、157 件で 20%、「特定業者が工事場所の近隣で関連する工事を行っている」をあげたものが、155 件で 19%をそれぞれ占めていた。

- ・その他に、「十分な施工能力を有する」をあげたものが、797 件中、31 件で 4%見られた。
- ・なお、意見具申等の理由に「近接する工事を同じグループの業者に揃えるため」「緊急対応が可能」及び「地元を熟知している」をあげた場合は、対応可能な業者又は業者グループであればどこでもよく、実際、特定業者又は特定の業者グループを指定しない場合が半数程度を占めていた。
- ・意見具申等の理由をセンター別に見ると、「緊急対応が可能」が南部水道工事センターで多くなっているが、別途事情を聞取ったところでは、そのほとんどは、「他に施工中の工事がなく直ぐに工事に着手できる業者の中で、施工能力の確かな業者にしてほしい」という程度の意味合いのものであったと推察される。

- ・また、「近接する工事を同じグループの業者に揃えるため」が西部水道工事センターで特に多く、しかもそのほとんどが特定業者又は特定の業者グループを指定していた。

- ・理由の不明な 11 件のうち北部水道工事センターの 2 件は、野田分室の職員が、粉浜分室で収賄を行った職員に頼まれて、特定業者の選定を意見具申したものであった。

#### 職員別の内訳 (表-4.3 参照)

- ・過去 2 か年に給水装置改良工事の発注依頼を担当した職員 78 名中、担当した工事件数が最も多かったのは、収賄を行った元職員で、2 か年で実に 365 件、全 2,376 件中の 15%を占めていた。2 位の南部水道工事センターの職員が 181 件、3 位の北部水道工事センターの職員が 161 件で、担当した工事件数が 100 件以上の職員はその他に 4 人いた。

- ・意見具申等を行っていた件数も、収賄を行った元職員が突出して多く 206 件で、「覚えていない」を除いた当該職員の担当工事件数 (321 件) の 64%を占め、また全職員 797 件の 26%を占めていた。そのうち、特定業者又は特定の業者グループを指定していたものは、206 件中、180 件で 87%を占め、理由として「近接する工事を同じグループの業者に揃えるため」をあげたものが、206 件中、136 件で 66%を占めていた。これらの点は、他の職員には見られない元職員の特徴であった。

- ・他の職員について、担当した工事件数が 100 件以上の職員の意見具申等の状況を比較すると、意見具申を行った件数が 90 件 (担当工事件数の 74%) の者 (南部水道工事センター) から、わずか 1 件 (同 1%) の者 (北部水道工事センター) まで、職員によって意見具申等の実施状況に大きな違いが見られた。

#### 業者別の内訳 (表-4.4 参照)

- ・過去 2 か年における意見具申等の件数が 20 件以上の職員 8 名 (西部 2 人、東部 2 人、南部 3 人、北部 1 人) を抽出して、意見具申等の状況を業者 (グループ) 別に見たところ、意見具申等を踏

まえて選定された業者が特定業者（グループ）に偏っている状況が見受けられた。また、件数が20件未満の職員の中にも、同一の特定業者（グループ）を10件程度繰り返し指定していた職員が2名（東部1名、南部1名）確認された。

- ・このことが、直ちに当該の特定業者（グループ）との特別な関係を意味するものではないが、周りから疑惑や誤解を招かないよう、説明責任を果たしていく必要がある。

- ・念のため、これら9名（残る1名は収賄を行った元職員）の職員に対して、特定業者（グループ）との違法・不適切な関係がないかどうか、個別に再確認を行ったが、いずれの職員も、意見具申は工事の迅速又は円滑な執行を図る目的で行ったものであり、特定業者（グループ）に便宜を図る意図で行ったものではないこと、また業者の担当者とのプライベートな付き合いや、業者からの接待、金品等の收受などは、一切ないと断言しており、調査した範囲では、収賄を行った元職員以外に、特定業者（グループ）と違法・不適切な関係があったとする職員は確認されていない。

- ・なお、契約業者のうち、どの業者がどの業者とグループ関係（協力関係）にあるかについては、業者側から報告を受けているものではなく、発注した工事の実際の施工状況から元請け・下請けの関係を把握する中で、グループ関係を推測しているものである。業者によっては元請け・下請けの関係がある時から変動することもあるので、このグループ関係は、業者間の契約等に基づく流動的なものであると考えられる。

## （2）元請業者への下請けあっせん等の状況について

- ・収賄を行った元職員（4月24日付免職）が、ある元請業者（            社）に特定業者（            社）を下請けあっせんし、その元請業者及びそのグループの業者に発注し施工させていた工事件数は平成19年10月から21年1月までに28件あった。

- ・調査した範囲では、収賄を行った元職員以外に、元請業者に対して特定業者の下請けあっせん等を行ったとする職員は確認されていない。

表-4.1 工事発注依頼時の給水担当への意見具申等及び  
元請業者への特定業者の下請けあっせん等の状況

(平成19年2月～21年1月)

		東部	西部	南部	北部	計	比率
工事件数		420	616	715	631	2,382	-
有 無	した	144	287	244	122	797	38.0%
	なし	248	240	377	434	1,299	62.0%
	覚えていない	27	87	93	73	280	-
	1件発注	1	2	1	2	6	-
方 法	電話+付箋添付	87	49	199	54	389	48.8%
	面談+付箋添付	0	191	0	0	191	24.0%
	付箋添付	14	1	11	1	27	3.3%
	(付箋添付)小計	101	241	210	55	607	76.1%
	電話+直接記入	4	3	0	4	11	1.4%
	面談+直接記入	0	0	0	1	1	0.1%
	直接記入	0	0	10	0	10	1.3%
	(直接記入)小計	4	3	10	5	22	2.8%
	電話+メモ添付	5	0	0	0	5	0.6%
	メモ添付	13	0	0	0	13	1.7%
	(メモ添付)小計	18	0	0	0	18	2.3%
	電話	17	38	18	57	130	16.3%
	面談	1	0	6	5	12	1.5%
	電話+面談	3	0	0	0	3	0.4%
不明	0	5	0	0	5	0.6%	
内 容	業者指定した	116	228	76	104	524	65.7%
	業者指定なし	28	59	168	18	273	34.3%
結 果	認められた	143	287	240	112	782	98.1%
	認められず	1	0	4	10	15	1.9%
相 談	相談した	7	12	16	71	106	13.3%
	相談なし	137	275	228	51	691	86.7%
下 請	あっせんした	0	28	0	0	28	1.2%
	あっせんなし	420	588	715	631	2,354	98.8%

表-4.2 工事発注依頼時に給水担当へ意見具申等を行った理由の内訳

(平成19年2月～21年1月)

理 由	東部	西部	南部	北部	計	比率
緊急対応が可能	5	(22) 28	(92) 92	(3) 40	(117) 165	20.7%
地元を熟知している	19	(35) 54	(2) 3		(37) 82	10.3%
工事場所が特定業者の事務所に近い	45	6	18	6	75	9.4%
近接する工事を同じグループの業者に揃えるため	(28) 35	(2) 136	(66) 70	(15) 37	(111) 278	34.9%
特定業者が工事場所の近隣で関連する工事を行っている	33	41	50	31	155	19.4%
十分な施工能力を有する	7	13	(8) 11		(8) 31	3.9%
その他	0	9	0	2	11	1.4%
計	(28) 144	(59) 287	(168) 244	(18) 122	(273) 797	100%

\* ( )内は、具体的な業者名又はグループ名を指定しなかった件数で、内数。

\* その他は、収賄を行った元職員による特定元請業者への単発発注分（特に理由のないもの）、北部水道工事センターの2件は、収賄を行った元職員からの依頼によるもの。

表-4.3 工事発注依頼時の給水担当への意見具申等及び元請業者への特定業者の下請けあっせん等の状況

(平成19年2月～21年1月)

所属	担当者	発注依頼件数	意見具申等				特定業者の指定		理由					上司等に相談した	結果		下請斡旋有
			有	無	覚えていない	有	無	緊急対応が可能	地元を熟知している	近接工事同グループ	近隣で関連工事あり	十分な施工能力が	要望どおり		有		
西部	1 *	365	(64.2)	206	115	44	180	26	12	33	136	4	21	3	(100.0)	206	28
西部	2	70	(54.0)	34	29	7	13	21	6	18		10			(100.0)	34	
西部	3	35	(8.7)	2	21	12	1	1	1						(100.0)	2	
西部	4	25	(17.4)	4	19	2	4					3	1		(100.0)	4	
西部	5	24	(15.8)	3	16	5	3			2		1		2	(100.0)	3	
西部	6	13	(61.5)	8	5		8					8			(100.0)	8	
西部	7	13			10	3											
西部	8	11	(90.9)	10	1		7	3		3		7			(100.0)	10	
西部	9	9	(44.4)	4	5		1	3	3	1				4	(100.0)	4	
西部	10	8	(66.7)	2	1	5	2			2					(100.0)	2	
西部	11	7	(60.0)	3	2	2	1	2	2			1			(100.0)	3	
西部	12	6	(50.0)	3	3		3					3			(100.0)	3	
西部	13	6	(33.3)	2	4		1	1	1			1			(100.0)	2	
西部	14	6			6												
西部	15	5	(80.0)	4	1		4		1			3			(100.0)	4	
西部	16	3			3												
西部	17	2	(100.0)	2				2	2					2	(100.0)	2	
西部	18	2			2												
西部	19	2			2												
西部	20	1				1											
西部	21	1			1												
東部	1	82	(19.0)	15	64	3	13	2	1	3	2	7	2		(100.0)	15	
東部	2	70	(53.6)	37	32	1	23	14		20	14	3			(100.0)	37	
東部	3	65	(44.6)	29	36		22	7		21	7	1		3	(100.0)	29	
東部	4	37	(24.1)	7	22	8	2	5		5	2			2	(100.0)	7	
東部	5	26	(75.0)	15	5	6	15			4	4	4	3		(93.3)	14	
東部	6	25	(37.5)	9	15	1	9			9					(100.0)	9	
東部	7	23	(35.0)	7	13	3	7			3		4			(100.0)	7	
東部	8	14			14												
東部	9	11	(72.7)	8	3		8		3				2		(100.0)	8	
東部	10	11	(18.2)	2	9		2					2			(100.0)	2	
東部	11	10	(66.7)	4	2	4	4		1	3				1	(100.0)	4	
東部	12	10	(40.0)	4	6		4					4			(100.0)	4	
東部	13	8	(75.0)	6	2		6					6			(100.0)	6	
東部	14	8			8												
東部	15	7			7												
東部	16	5			5												
東部	17	5			5												
東部	18	1	(100.0)	1			1			1				1	(100.0)	1	
東部	19	1			1												
南部	1	181	(73.8)	90	32	59	4	86	59	2	20	1	8		(100.0)	90	
南部	2	124	(23.1)	27	90	7	10	17	4	7	13	2	1	1	(100.0)	27	
南部	3	116	(38.8)	45	71		4	41	27	2	16				(100.0)	45	
南部	4	47	(22.7)	10	34	3	4	6	1	2	4	2	1		(100.0)	10	
南部	5	45	(36.1)	13	23	9	5	8	1	3	7	2			(100.0)	13	
南部	6	45	(10.0)	3	27	15		3		3					(100.0)	3	
南部	7	29	(48.3)	14	15		14			2		12			(71.4)	10	
南部	8	17	(26.7)	4	11	2	4			2		2			(100.0)	4	
南部	9	16	(37.5)	6	10		6					6		6	(100.0)	6	
南部	10	12	(25.0)	3	9		3					2	1	3	(100.0)	3	
南部	11	11	(18.2)	2	9		2					2		2	(100.0)	2	
南部	12	9	(100.0)	8		1	1	7		1	7				(100.0)	8	
南部	13	9	(66.7)	6	3		6					6		2	(100.0)	6	
南部	14	9	(37.5)	3	5	1	3					3			(100.0)	3	
南部	15	7	(71.4)	5	2		5					5			(100.0)	5	
南部	16	6	(50.0)	3	3		3					3		3	(100.0)	3	
南部	17	6			6												
南部	18	6			6												
南部	19	5			4	1											
南部	20	5			3	2											
南部	21	3			3												
南部	22	3			3												
南部	23	2	(100.0)	2			2					2			(100.0)	2	
南部	24	1			1												
北部	1	161	(27.1)	38	102	21	38		17	6	15			38	(100.0)	38	
北部	2	151	(4.2)	5	115	31	5		3	2				5	(100.0)	5	
北部	3	115	(0.9)	1	105	9	1		1					1	(100.0)	1	
北部	4	47	(17.5)	7	33	7	7			1	3		3		(100.0)	7	
北部	5	41	(24.4)	10	31		10			1		9			(100.0)	10	
北部	6	22	(36.8)	7	12	3	7		3	1		3		7	(71.4)	5	
北部	7	16	(100.0)	16			11	5	4		5	7			(56.3)	9	
北部	8	15	(73.3)	11	4		5	6		7	3	1			(100.0)	11	
北部	9	12	(33.3)	4	8		2	2	1		2	1			(100.0)	4	
北部	10	9	(71.4)	5	2	2	2	3	3			1	1		(100.0)	5	
北部	11	9	(22.2)	2	7		2			2				2	(100.0)	2	
北部	12	7	(42.9)	3	4		3		1		1	1			(100.0)	3	
北部	13	7	(28.6)	2	5		2				2				(100.0)	2	
北部	14	5	(80.0)	4	1		4		4					4	(100.0)	4	
北部	15	4	(100.0)	4			2	2			4				(100.0)	4	
北部	16	4	(25.0)	1	3		1					1			(100.0)	1	
北部	17	2	(50.0)	1	1		1		1						(100.0)	1	
北部	18	1	(100.0)	1			1					1			(0.0)	0	
北部	19	1			1												
		2376	(38.0)	797	1299	280	524	273	165	157	278	155	42	106	(98.1)	782	28

はそれぞれ同一職員。( )は百分率で、「覚えていない」を分母から除外。「西部1」は収賄を行った元職員で、書類上の担当者の名前が別の職員であるものを含む。

表-4.4 工事発注依頼時の給水担当への意見具申等の多い職員（業者別集計表）

（平成19年2月～21年1月）

所属	西部				東部					
	職員1 *	件	職員2	件	職員2	件	職員3	件	職員1	件
1	A社	54	G社	5	M社	8	Q社	5	T社	9
2	B社	31	D社	5	N社	6	N社	5		3
3	C社	21		4	O社	5		4		1
4	D社	20		4		3		3		1
5	E社	20		4		3		3		1
6	F社	10		4		2		2		
7	G社	10		2		2		2		
8	H社	9		2		2		1		
9	I社	8		2		1		1		
10	J社	8		1		1		1		
11	K社	5		1		1		1		
12		3				1		1		
13		2				1				
14		2				1				
15		1								
16		1								
17		1								
18										
19										
20										
計		206		34		37		29		15

所属	南部						北部			
	職員1	件	職員3	件	職員2	件	職員7	件	職員1	件
1	R社	18	G社	17	B社	7	L社	10	P社	29
2	A社	17	N社	7	A社	7		2	S社	6
3	L社	16		4		3		1		1
4	E社	7		4		2		1		1
5	P社	6		3		2				1
6	M社	5		3		2				
7		3		2		2				
8		3		1		1				
9		2		1		1				
10		2		1						
11		2		1						
12		1		1						
13		1								
14		1								
15		1								
16		1								
17		1								
18		1								
19		1								
20		1								
計		90		45		27		14		38

- \* 抽出対象職員：期間中の意見具申等の数が20件以上の職員、又は  
意見具申等の数が20件未満で、同一の特定業者（グループ）を7件以上指定していた職員
- \* 西部の「職員1」は収賄を行った元職員。各職員は、個人別集計表の同じ番号の担当者と一致している。
- \* 同一業者（グループ）への発注件数が5件以上のものについて社名を記号表示

### (3) 事件発生を防止できなかった状況について

#### 元職員の職場での様子について（なぜ気づけなかったのか・防げなかったのか）

##### (元職員と業者との違法・不適切な関係の把握について)

- ・ 平成20年11月上旬に、元職員に関する公益通報（「業者選定の独断、業者との密接な関係」）があり、当時の調査では通報事実の確認には至らなかったものの、当時の所長からの指示を受けて上司の担当係長が、万一のことを考え元職員のその後の職場での様子や業者との対応状況を、元職員が逮捕される平成21年3月上旬までの間、注意深く監視していた。
- ・ しかし、元職員が職場で気づかれることのないように細心の注意を払って行動していたためか、元職員が下請けの舗装業者に局からの工事を受注できるよう便宜を図り、その見返りとして下請け業者から金銭を收受していたことなど、関係業者と違法・不適切な関係にあることを見抜くことは、ついにできなかった。

##### (元職員の私生活面の把握について)

- ・ 元職員は、酒を飲むのが好きで、気のあった同僚・上司等とよく飲みに行っていた。
- ・ 元職員は、パチンコ・スロットによく行っていた。職場で、「パチンコで勝った」という話をよくしていた。
- ・ 元職員は、ブランド品への志向が強く、服、かばん、財布、腕時計、ライター、キーホルダー、カー用品など、高価な品物を身に着けたり、保有していた。
- ・ 元職員は、平成20年度に休日と年次有給休暇を利用して、2泊3日程度の旅行に2回（韓国・沖縄）行っていた。いずれも私事旅行の届出は適正にされていた。
- ・ これらの飲酒、遊興、ブランド品の購入等に、元職員は相当なお金（「羽振りが良かった」、「所持持ちであれば考えられないような金遣いだった」）を使っていたようであった。しかし、元職員は独身であったことなどから、その金遣いについて職場で特に不審には思われていなかった。
- ・ 元職員の年次有給休暇の取得については、従前から、年の前半（年内）にほとんどを使い切り、後半（年明け）は少ない休暇で乗り切るような傾向があったが、平成19～20年度は、上司による生活指導もあって、取得の仕方はかなり改善していた。
- ・ 元職員は、仕事の処理が手早いこともあり、相当な工事量をこなしながらも、超過勤務を行うことは、夜間勤務に就く場合を除いてあまりなかった。
- ・ 元職員がサラ金等に借金があったことは、プライバシー上の制約もあって職場で把握されていなかった。逮捕前には、返済が滞ることがなかったためか、金融会社等から職場に督促等の電話がかかることはなかったが、逮捕・勾留後には、身柄が拘束されて返済が滞ったためか、それらしい電話があった。ただし、当該職員の前の職場の境川営業所で勤務していた頃に、サラ金に借金があったこと（その借金は親の支援を得てすべて精算されたとのこと）が把握されていた。
- ・ 元職員の私生活面について、以上の事実が、職場の上司及び同僚によって把握されていたが、

これらの事実のみから、直ちに元職員と業者との不適切な関係や、業者からの収賄の可能性を連想して、その特定にまでつなげることは極めて困難であった。

(元職員による意見具申の実態について)

- ・ 元職員は、担当した工事の半数以上について意見具申を行い、そのほとんどが特定業者(グループ)を指定し、元職員が舗装業者を下請けあっせんしていた業者グループについては全件を指定していた。そして、給水担当において、その意見具申どおりに業者選定が行われて工事が発注されていた。
- ・ 元職員の上司の担当係長は、自らの経験上からも、緊急に工事が必要な場合などに、給水担当の工事発注担当者に対応可能な業者の選定を依頼することが多少はあるだろうという程度の認識はあったが、元職員による頻繁かつ広範な意見具申の実態をほとんど把握できていなかった。
- ・ 上司の担当係長は、発注した工事の受注業者が特定業者に偏っていないかについて、一部チェックしていたが、元職員による個々の意見具申の内容を正確に把握・確認し、その必要性、妥当性を一つひとつチェックすることはなかった。
- ・ 元職員は、整備工事の実務に精通し、粉浜営業所(粉浜分室)における工事の進捗率(予算執行率)の目標達成に大きく貢献し、上司の担当係長らは、元職員を「仕事のできる」職員として信頼をおいて仕事を任せていた。
- ・ 工事発注依頼書の決裁は、所長まですべて漏れなく行われていたが、給水担当への意見具申は、工事担当職員が電話又は書類を持参した際に口頭で行い、給水担当の承認を得た業者(グループ)名を付箋に記載して決裁済みの工事発注依頼書に張り付けるという方法で、営業所(分室)と給水担当の担当者間だけで行われていた。決裁文書そのものに付箋が添付されないため、元職員の上司らが、決裁文書だけから意見具申の実態を把握するのは困難であった。
- ・ また、元請業者から工事着手に当たって「下請負通知書」が提出されていたが、下請け関係は民々の関係であり、報告を受けるのみで内容を審査するものではないことから、元職員の働きかけで下請け業者が代わっていたことを、通知書からは把握できなかった。
- ・ 元職員と分担して整備工事の仕事をしていた同僚職員の中には、元職員がほとんどの工事の業者を思いどおりに選定できていたことに気づいていた職員もいたが、給水担当が認めていることなので問題はないのだろうと思い、担当係長に報告されることはなかった。
- ・ 元職員は、ほぼ思いどおりに業者を選定できる事実上の立場にあって、その立場を悪用して特定業者にやりやすい現場を優先的に発注することも可能であった。このことが背景にあって、当該業者に特定の舗装業者を下請けで使うことを受け入れさせ、また当該舗装業者をして元職員からの金銭要求に応じさせることができたものと考えられる。
- ・ 元職員は、下請けあっせんを行った業者グループを含む複数の業者グループを使い分けて、ほぼ思いどおりに業者選定を行っていた。元職員によれば、その多くは、特定業者を指定する特段の理由や必要性もなく、意見具申を行っていたとのことであり、明らかにやりすぎであった。
- ・ 元職員の上司の管理職員が、仕事を元職員に任せきりにせず、元職員の意見具申等の実態を

的確に把握して、その必要性や妥当性をチェックし、適切にセーブやストップをかけることができていたら、元職員が思いどおりに業者選定できることもなく、給水装置整備工事を巡って不正行為が行われることは避けられたのではないかと考えられる。

- ・ 元職員による給水担当への意見具申等の実態を十分に把握できず、適切にチェックして管理できていなかったために、元職員によって市民の信頼を大きく損なう重大な結果の発生を招いたことについて、上司の管理職員の監督責任は重大であり、厳正に対処していく。

#### 給水担当における業者選定について（なぜ元職員の意見具申を尊重したのか）

- ・ 給水担当及び各水道工事センターの給水装置部門においては、平成 25 年度末までに鉛給水管残延長（道路部分）をゼロにするという目標を、局経営方針に掲げ、その達成が重要な事業課題となっている。
- ・ 元職員は、給水装置整備工事の業務に精通し、平成 19・20 年度における西部水道工事センター管内の事業進捗、ひいては水道局全体の事業進捗に、結果として大きく貢献していた職員であった。
- ・ 当時（平成 19・20 年度）の給水担当の工事発注担当者は、事業進捗に貢献していた元職員のことを信頼していたので、元職員からの意見具申については、すべて工事を円滑に進めるためのものと理解して、可能な限りその意見を尊重して業者選定を行っていた。
- ・ 給水担当の工事発注担当者は、当時、契約期間における各ランク（A・A'・B・C）内の各々の業者の累計発注金額に不公平がなければ、途中の当て方に偏りがあっても問題はないと考えて工事発注をしていた。元職員に限らず、各センターの担当者から意見具申を受けた際は、累計発注金額に不公平が生じない限り、その意見を尊重するようにしていた。最終の累計発注金額をあわせないといけないときは、意見具申を考慮できない場合もあった。
- ・ 給水担当の工事発注担当者は、特に意見具申がされない場合は、発注時点での累計発注金額の低い順に業者を並べた表（エクセルで作成）と、センターから届いた発注依頼書を見比べながら、業者の地元（事務所の所在地）も勘案して選定していた。例えば北部水道工事センター管内の工事であれば、その管内を地元とする業者で、その時点での累計発注金額の最も少ない業者を当てるようにしていた。
- ・ 発注時点での累計発注金額の低い順に選定していく場合でも、一度に複数発注する工事のどの工事を、どの業者に発注するかについては一定の自由度があり、工事発注担当者の裁量（恣意）が働く余地があり得た。
- ・ 給水担当の工事発注担当者は、センターの各担当職員から意見具申を受けたときは、工事発注依頼書が送られてくるまでの間、意見具申の内容を忘れないために、メモに記録を残していた。そのメモは、マニュアル等で作成・保管が定められているものではなかったため、業者選定が終わったら不要と判断し、工事発注依頼書に添付された付箋と一緒に廃棄していた。
- ・ 給水担当では毎週金曜日に、センターからの工事発注依頼書に基づいて業者選定し、選定した業者に施工指示を行っていたが、工事発注依頼書の現物は、工事発注担当者が保管し、施工指示書の決裁に添付されることや、担当内で課長まで供覧されることはなかった。

- ・ 給水担当では、センターからの工事発注依頼書に基づき、公平性と透明性に配慮して厳正に業者選定を行うべきところ、担当職員による業者選定の実態を十分に把握・点検することなく、付箋等による意見具申という本来の制度にない事実上の運用が存在し、広範に行われていたことを見逃してきた。その結果、業務に精通していた元職員に悪用されて、市民の信頼を大きく損なう重大な事態の発生を招いた。制度を所管する給水担当として、管理職員は監督責任を免れないものであり、厳正に対処していく。

#### (4) その他の調査結果

##### 給水担当における業者のランク別の発注金額の調整について（表-4.5～4.7 参照）

- ・ 給水担当の工事発注担当者への聞取りからは、給水担当では、公募型指名見積比較を導入する以前の平成 21 年 1 月までは、契約業者（平成 20 年度上期は 154 者）を、経験年数等を基に 4 ランク（A・A'・B・C）にランク分けし、ランク毎に発注する工事の規模（金額の範囲）を設定し、各ランクに属する各業者への年間（各年度の上期及び下期の 2 期）を通じた発注額を均等にすることを基準として、その時々発注時点における各ランクの業者毎の累計発注額（当初は発注額ベースで、工事完成後は精算額ベースに数値を置き換える。）を常に考慮しながら業者を選定して、工事発注を行っていた。
- ・ 平成 18・19 年度及び 20 年度上期（下期は契約業者が 92 者となりランクも廃止しているので上期のみで集計）の発注実績をみると、同ランクの中で平均発注額に対して ±25% 以内の格差に概ね収まっていることが確認できたが、20 年度上期の 1 社に対する発注額が同ランクの中で平均発注額に対して +50% を超える突出した額になっていた。
- ・ この業者は、収賄を行った元職員が特定業者を下請けあっせんしていた元請業者であり、元職員が、あらかじめ当初契約額に比べて精算後の金額が大幅に増額することが分かっていた工事を、給水担当にそのことの説明もせず、精算額ベースでの発注額の調整が不可能な期末に近い時期に発注依頼するとともに、その発注先として当該元請業者を指定する意見具申を行うことによって、当該元請業者への発注額を滑り込み的に増額させた可能性が強く疑われるものである。
- ・ 元職員が、給水担当での業者選定の仕組み・方法を熟知した上で、意図的に発注時期を操作していたとすれば、極めて悪質である。

##### 平成 18 年頃に住吉区で施工された給水装置整備工事の竣工検査の状況について

- ・ 公判での検察官による冒頭陳述において、収賄を行った元職員が特定業者を下請けあっせんしていた元請業者が、平成 18 年頃に住吉区内の給水装置整備工事を工期内に竣工できず、竣工検査が受けられなくなった際に、収賄を行った元職員が当該業者から相談を受け、検査員に口添えをするなどして、当該業者に竣工検査を受けさせたという事実関係が示された。
- ・ このことに関して、当時の検査員に何らかの不適切な職務の執行があったのかどうかを確認するため、まず収賄を行った元職員に聞取りをしたところ、元職員は、苅田 5 丁目の工事で一部の舗装が遅れていたこと、そのため直ぐに対応可能な舗装業者を当該業者に紹介したこと、その結果当該業者は、検査までに舗装復旧を間に合わせる事ができたと思うとのことであった。また、検査員への口添えについてはなかったと否定している。
- ・ 念のため、当該業者（グループ）が平成 18 年前後に住吉区内で施工した上記工事を含む 15 件の工事について、竣工検査を行った検査員（給水担当職員）及び立会者（粉浜営業所職員）並びに当該業者（下請けの舗装業者を含む。）に聞取りを行ったところ、検査員らが元職員から

当該工事を合格とするよう口添えされた事実や、そのことを受けて検査員が検査に手心を加えた事実は、いずれも確認されなかった。

- ・ なお、苅田 5 丁目の工事の舗装復旧については、地元起因する何らかの事情で、その一部分が、検査時点で一次本復旧のままであった可能性が高いことが判明した。当該工事の検査員によれば、本体工事部分には何ら問題がなく、未完成部分も舗装復旧面積全体のごく一部分であったことから、当該業者に速やかに舗装復旧を完了するよう口頭で指示したうえで検査合格とする扱いとした可能性が高いとのことであった。
- ・ 平成 18 年当時の検査では、軽易な手直しを口頭で指示し、その完了を条件に合格として取扱うことが通常の運用として行われており（平成 21 年 2 月からは文書による指示に変更）本件検査に係る検査員の判断・事務処理に、検査要領等に違反する不適切な職務の執行があったとは認められなかった。

#### 北部水道工事センター職員による特定業者を指定した工事発注について

- ・ 北部水道工事センター野田分室において、工事発注依頼時の給水担当への意見具申等の状況についての聞き取り調査を行っていた際に、ある職員から、収賄を行った元職員から電話で特定業者名を告げられて、どこの工事でもいいからその業者を指定して工事発注を行うよう依頼され、そのとおり給水担当に意見具申をして工事発注依頼を行ったものが 2 件あったとの申告があった。
- ・ 当該職員は、収賄を行った元職員の後輩で、粉浜営業所で 2 年間同僚であった。収賄を行った元職員とは、当時プライベートでの付き合いも多く、一番よく飲みに行っていた間柄だったとのことであった。
- ・ この元請業者は、収賄を行った元職員が特定業者を下請けあっせんしていた元請業者とは別の業者であった。その元請業者は、粉浜営業所時代に、収賄を行った元職員のところによく来て仲良さそうに話をしていた、「仕事がない」とよく話していた業者として記憶していたので、理由を詳しく問うこともなく依頼を引き受けていた。
- ・ 本件及び関係する事実について、収賄を行った元職員及び当該業者に、それぞれ聞き取り調査を行ったところ、元職員は本件及び当該元請業者との不適切な関係については、一切を否定し、粉浜分室から当該元請業者への発注工事については、意見具申をしたか覚えていないと回答している。当該元請業者も、本件及び収賄を行った元職員との不適切な関係については、一切を否定している。

表-4.5 業者別発注状況（精算金額順）

【平成 18 年度上期 + 下期（平成 18 年 8 月～平成 19 年 7 月）】

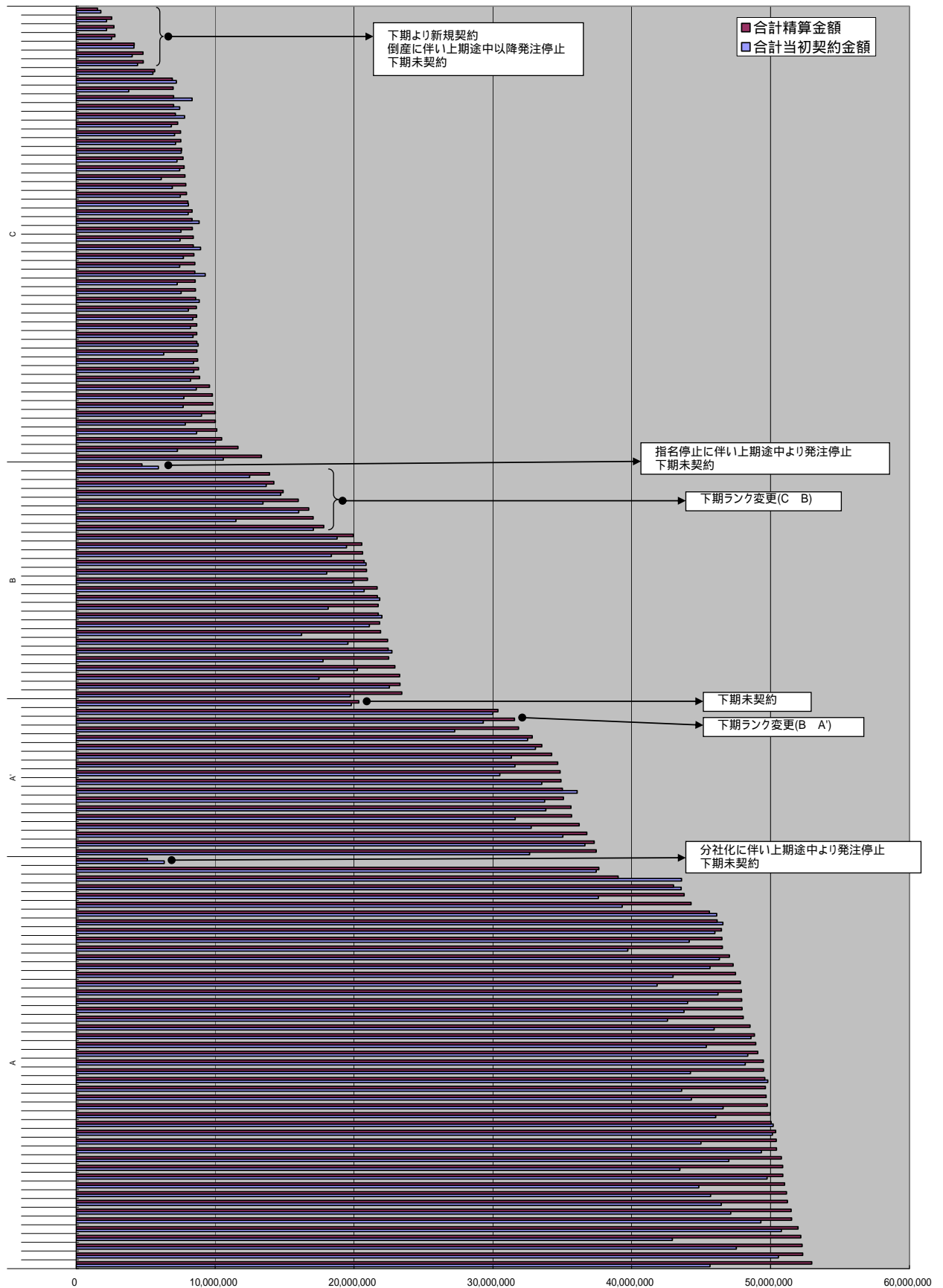


表-4.6 業者別発注状況（精算金額順）

【平成19年度上期+下期（平成19年8月～平成20年7月）】

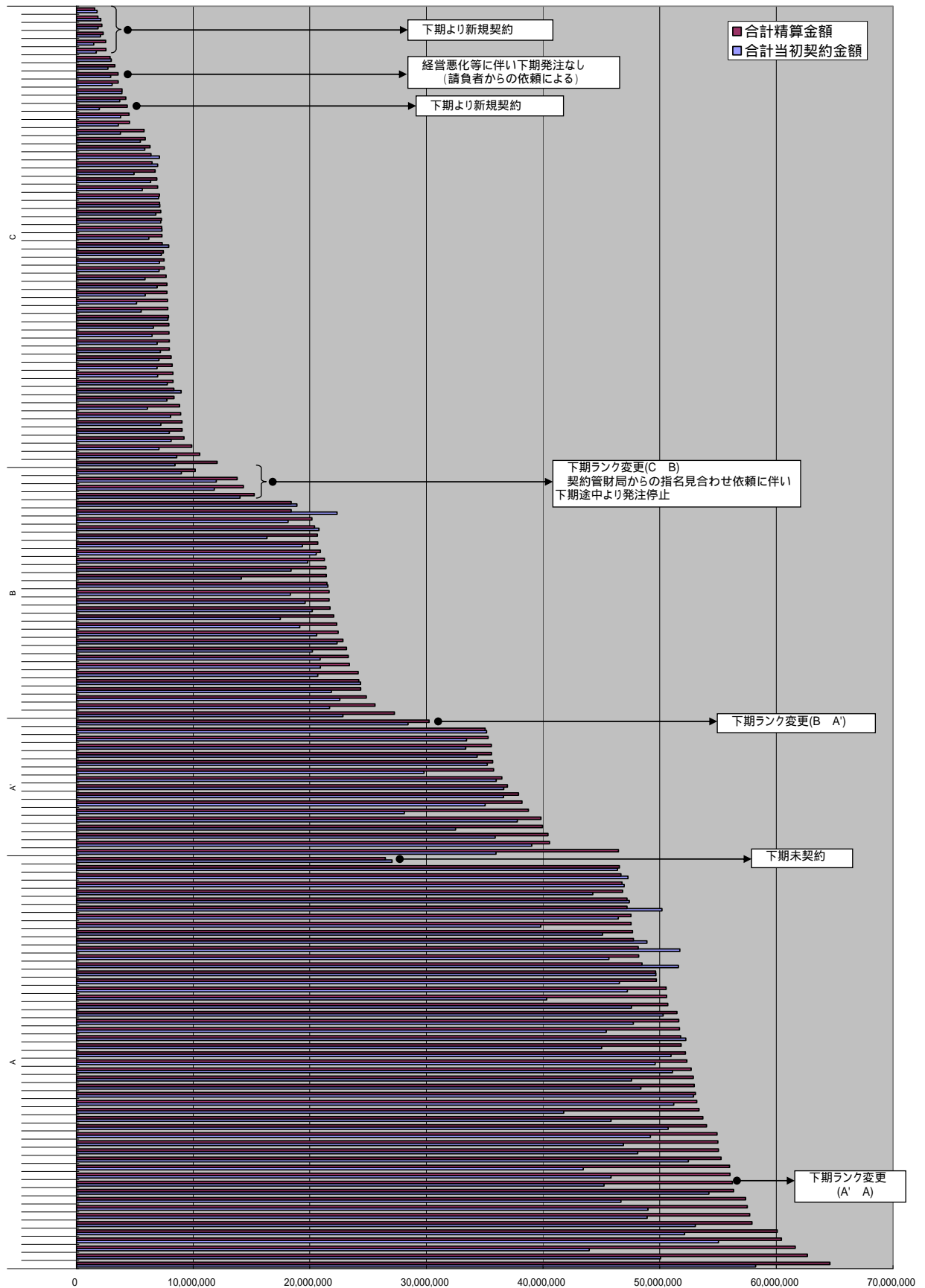
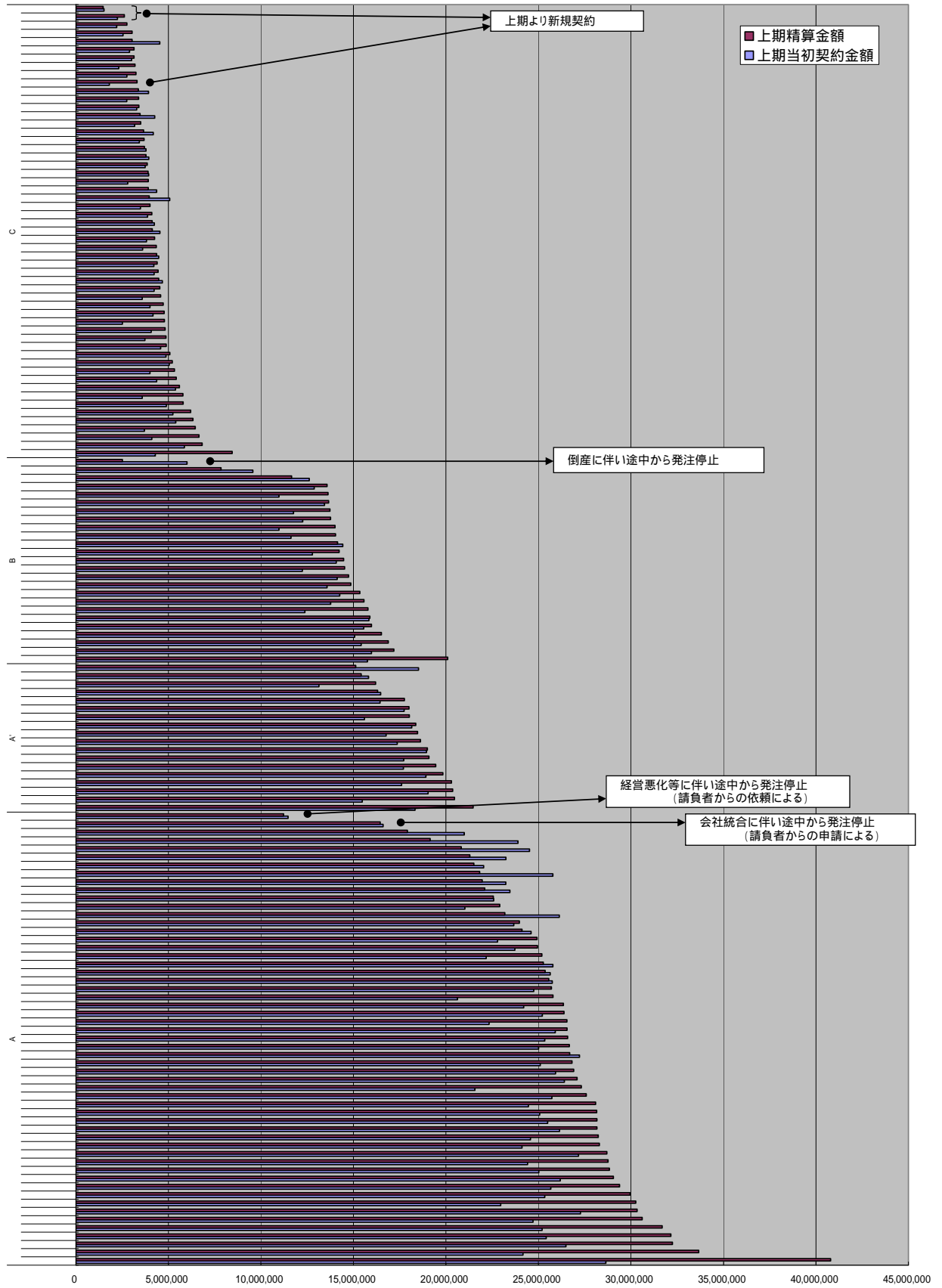


表-4.7 業者別発注状況（精算金額順）

【平成20年度上期（平成20年8月～平成21年1月）】



## 5 問題点の抽出

工事契約の方式が単価契約及び複数者との随意契約方式であり、競争性、透明性が低いものとなっていたこと。

### 工事契約の競争性、透明性の向上

- ・ 給水装置整備工事においては、あらかじめ一定期間単価による契約を複数業者と行い、工事発生の都度、「指示書」により発注先をこれら契約業者の中から選定するという方法で、少数の職員で数多くの工事の施行を迅速かつ効率的に行ってきた。
- ・ しかしながら、単価同調方式といわれるこうした契約方法には、請負業者間における競争原理が働きにくく、一部新規参入業者を除き、長年同じ顔ぶれの請負業者と契約が続けられており、さらには複数の業者のうち特定の業者を選定する際に、水道工事センターの工事監督員が給水担当に対して意見具申という形で個人の恣意を働かせる可能性を排除できないなど、制度的な問題が存在していたことは否めない。
- ・ また、給水担当では、零細な請負業者が多い実態や中小企業育成の観点から、規模の大きい工事（800万円以上）は区分けして発注することとしている。
- ・ しかし一方で、給水担当では、工事発注依頼時の意見具申等の状況についての調査結果で、意見具申等を行う理由として、「近接する工事を同じグループの業者に揃えるため」をあげるものが最多となっていたことにも示されているように、工事の工程調整等を円滑に行うために、各水道工事センター分室からの意見具申を受け、区分けした各工事の請負業者に、同一のグループの業者を選定することを広く行っていた。
- ・ さらに、実際の工事は、業者グループ内の1社が中心となって、ほぼ一体的に施工している場合もあるのではないかと推測された。
- ・ このことは、理念と現実に行われていることに矛盾が生じていることを示しており、円滑な施工を行うことが現場の強い要望であり、現実に対応可能な業者が選定され、そのことが事業の執行率をあげることや目標達成にもつながっているのであれば、工事をあえて区分けすることをやめて、一路線ごとの大きな単位で工事発注すべきであり、その際には発注金額も多額になることから、工事契約の公平性、競争性、透明性を高めるために、一般競争入札により業者決定をすることが望ましい。

水道工事センター分室の職員が、付箋等による意見具申等を通じて、給水担当が本来的に権限を有する業者選定を、事実上相当程度、思いどおりにできていたこと。

### 組織のガバナンスの徹底

- ・ もともと工事監督員は、工事の完成を判断する権限や、工事成績評定の採点を検査員とは別に行う権限など、業者に対する強い指導監督権限を有している。それに加えて、給水担当への意見具申等を通じて、業者選定をある程度自ら決定できる権限を実質的に有していた。
- ・ 請負業者への発注額については、給水担当で、不均衡が生じないようにコントロールされて

いるから、業者には工事監督員と癒着しても発注額を増やすことはできず、何らメリットがないのではないかと思われがちだが、業務に精通した工事担当者であれば、例えば、工事のしやすい現場、利益の大きい現場（施工の容易な現場、工種的に利益の見込める現場）を優先的に当てることが可能であったと考えられる。

- ・ また、発注時期を業者の希望に合わせるようなことも、しようと思えば可能であったと考えられる。（業者にとっては、従業員が待機している時など仕事の少ない時期に発注されれば、たとえ発注総額が増えなくても、メリットになると考えられる。）
- ・ さらに、収賄を行った元職員のように、当初契約金額と精算金額の乖離があらかじめ予想できる場合に、増額の見込まれる工事を単価契約の期末に近い時期に発注することにより、業者への発注額を他の業者に比べて増やすことができたのではないかと考えられる。
- ・ このようなことが可能な監督員と親しくなることは自社にとってメリットになると考える業者がいても不思議ではなく、業者側から業務に精通した工事監督員に接近してくる危険性（リスク）もあることを十分考慮する必要がある。工事監督員が、監督員としての権限に加え、業者選定まである程度実質的に差配できる関係にあったことが、業者と職員の癒着を生む温床となっていたとも言わざるを得ない。
- ・ 業者と職員の癒着機会を排除するとともに、工事監督員には業者選定に際しては一切個人的な関与をさせないようにし、また関与できない仕組み（制度・ルール）にする必要がある。
- ・ 一方で、給水担当においては、業者選定に当たり、従前から業者のランク別に受注高の均等化を図る「出来高均等順番制」を行っていたものの、現実には水道工事センター職員の付箋等による意見具申を受けることにより、発注の均等順番制のルールを厳密に運用することができなかったことについても率直に反省しなければならない。

付箋等による意見具申とその処理の多くが、給水担当及び水道工事センター分室の職員間のみで行われ、明確な記録が残されることもなく、双方の管理職員等によるチェック（必要性の精査等）が十分に働かなかった。

#### 透明性の確保・相互牽制による恣意性の排除

- ・ 工事発注依頼時の付箋等による意見具申等の実態は、正式な制度として行われていたものではなく、工事の円滑な進捗のための必要から行われ、長年のうちに慣行化し、その本来の趣旨から必要最少限であるべきものがだんだんと拡大して、常態的に行われるようになったものと考えられる。
- ・ 現場（水道工事センター分室）からの業者選定に関する意見具申等は、工事をトラブルなく円滑に進め、給水装置整備事業を推進し、執行率や鉛管撤去延長の目標達成を図りたいとの思いからなされているものと理解して、給水担当の工事発注担当者は、業者間の発注額に不均衡が生じない限り、その意見を最大限尊重して、特に必要性等の吟味・検討を行うこともなく、業者選定をしていた。
- ・ 1 件の給水装置整備工事を計画し、地元の承諾や関係先の調整を経て、設計書類や図面を作成し、工事発注依頼をして契約を締結、それと並行して道路使用許可・道路占用許可の手続き

を行って着工し、工事監督、舗装復旧の立会、竣工検査等を経て、最終的に完成するまでに、幾度となく決裁・供覧がなされ、その度に管理職員及び職場の担当者によるチェックが行われているが、膨大な件数がある中で、その処理を進めることに専心する一方、内容の把握・点検が形式化・形骸化し、実質的なチェック機能が果たせていなかったと言わざるを得ない。このことは、給水担当においても同様である。

- ・ 上司に相談して意見具申等を行っている場合も一部にあるが、水道工事センター及び給水担当のそれぞれの管理職員による内容の把握がほとんどできていなかった。したがって、管理職員によって意見具申等の必要性や妥当性がチェックされることもなく、担当者の広範な裁量に委ねられていた。
- ・ 業者選定に当たっては、職員個人の恣意や主観が働くことを排除し、お客さまからの疑念や不信を招かないようにするため、出来高(発注額累計)の少ない業者から順番に選定するなど、客観的な選定ルールを定めて厳格に運用するとともに、複数によりチェック・検証していく必要がある。また、緊急性等で特例的な判断を要する事案については、業者選定委員会等を活用して、その必要性や妥当性について公正・公平に審査していく必要がある。
- ・ また、給水担当の工事発注担当者は、業者を決定するまでの間は、現場からの意見具申の内容をメモに取って保管していたが、業者決定後は、現場からの付箋をすべて剥がすとともに、メモもすべて廃棄していたとのことであり、もちろん決裁にも選定理由が明記されることも、経過がわかる資料が添付されることもなかった。
- ・ 担当職員がこのような行動を取るに至った原因・背景として、単に担当者個人の判断や考え方によるものなのか、職場全体にもこうした行動を促す体質があったのか、十分に検証して取り組んでいく必要がある。
- ・ 現場からの意見具申等の内容と、業者を決定するまでの判断の過程を克明に記録するとともに、後にも点検・検証できるように保管し、また疑義があったときには直ちにオープンにして市民・業者等に対する説明責任を十分に果たすことができるよう、適切に情報を記録・保管・管理していく必要がある。
- ・ このことが適切に行われていなかったために、本件事件が発生したときに、市民・マスコミに対して適切な説明ができないばかりか、その実態把握に非常な困難を来し、そのための調査に膨大な時間と労力を要する結果を来したことを、十分反省しなければならない。
- ・ こうしたことも踏まえつつ、今後は、業者選定に係る基本的ルールの外部への積極的な公表並びに業者選定に至る経過や選定結果等を公表することについても検討していく必要がある。

下請けあっせん及び紹介行為に対する基本的認識の不足

#### 下請けあっせん及び紹介行為の禁止の徹底

- ・ 下請けあっせん及び紹介行為については、平成 15 年にその自肅に係る通知があったにも関わらず、その内容・主旨が全職員に必ずしも十分に周知・徹底されていなかったため、当該職員は安易な気持ちで元請業者に対して下請けあっせん行為を行っていた。

- ・ 上記のような工事契約・施行上の間隙を利用して、自らの意思により謝礼を要求するなど、当該職員には公務に携わる組織の職員としてのコンプライアンス意識、倫理観等の基本的な資質が欠如していた。
- ・ また、そうした違法行為を結果として見逃した水道工事センターの組織風土のあり方についても、抜本的な分析を加えなければならない。今後、職場内での発言・行動等はもちろんのこと、個人のプライバシーには配慮しながら、できる限り職員一人ひとりの生活状況にまで注意を払って、きめ細かく指導・助言等を行っていく必要がある。

## 6 再発防止に向けて

### (1) 工事契約方式の改善(表-6.1 参照)

他の競争入札工事と合併で発注(配水管工事に伴う接合替工事)

- ・ 給水装置改良工事のうち配水管工事に伴う接合替工事については、平成 22 年度以降起案分から配水管工事に含めての契約とし、現場ごとに設計積算のうえ競争入札する方式とする。
- ・ なお、それ以前の配水管工事については既に接合替工事を含めずに契約していることから、当該工事に伴う接合替工事では、従前どおり給水装置改良工事(単価契約)により施行する。

契約方式の見直し(一般競争入札への移行)に向けて(給水装置改良工事)

- ・ 給水装置整備工事(過渡期の配水管工事に伴う接合替工事を含む(参照))については、工事の性質から単価契約を継続しながらも、同一施行範囲(ブロック)に複数の契約者が存在することは指示にあたって恣意が入る可能性があることから、ブロック内に 1 契約業者とする方式の採用も考えられるが、その業務量(発注工事量)が多く、1 行政区を 1 ブロックとして 1 者と契約するのでは事業進捗が著しく低下することから、市民・お客さまへの健康影響への懸念を早急に解決するという鉛給水管対策の目標達成を考えた場合のデメリットも多い。
- ・ しかしながら、より透明性、競争性の高い工事発注を実現していくため、競争入札によりブロック内で 1 者と契約する契約方式に移行していく必要があると考えている。その実現のための条件としては、業務量に対応する業者数を確保できることと、契約事務に関する事務量の増に対応する人的資源を確保できることが必要不可欠である。
- ・ 前者については、現在の給水装置改良工事の区分を、給水装置整備工事と配水管工事に伴う接合替工事に分離し、それぞれに 1 行政区 1 者と契約することにより、約 50 の契約業者を確保できることになり、現在の業務量を無理なく執行できる業者数として 90 者を必要とすることや両工事の業務量が均等でないことなどから依然十分な業者数とは言えないが、ある程度の解決は図れるものと考えている。後者については、定期人事異動(毎年 5 月)において必要な要員を確保し、設計業務等について十分な研修を行ったうえで、円滑に移行できる実施体制を確立したいと考えている。
- ・ 移行時期については、上記の要員の確保及び研修の実施を経たうえで、平成 22 年 9 月頃から段階的に一般競争入札(単価契約)への移行を進めていく予定である。
- ・ なお、1 件の現場毎に設計積算して発注する総価契約による競争入札の試行についても、一定範囲での実施に取り組む。

指示に際して恣意の入らない契約方式の採用(経年給水管整備工事(単価契約))

- ・ 工事の性質から単価契約を継続するものの、同一施行範囲(ブロック)に複数の契約者が存在することは指示にあたって恣意が入る可能性があることから、できる限りそのような契約方式をとらないよう検討し、経年給水管整備工事については平成 21 年 8 月から 1 行政区に 1 者を選定する単価による競争入札に変更した。これは同年 2 月から変更した配水細管工事と同様

の考え方によるものである。

## (2) 業者選定の改善

### 給水装置改良工事における業者選定

- ・ 給水装置改良工事における個々の工事の業者選定については、給水担当の管理職員を含む複数職員により選定案を作成することに改めた。
- ・ また、従前から基本的に採用していた出来高均等順番制【業者選定時点において、出来高(契約期間中の業者別の発注額累計。当初は発注額ベースで、工事完成後は精算額ベースに数値を置き換える)の最も少ない業者から順番に選定していく方式。同時に複数の工事を発注する場合は、そのうち工事予定金額の最も大きな工事から順番に選定していく。】を、厳格に運用することで、業者選定に当たって職員の恣意が介在しないようにしていくとともに、毎回の業者選定情報を業者選定委員会の開催に替える回議により確認する体制をとることとした。
- ・ 特例的判断をする場合においては、業者選定委員会を必ず開催して、複数者の視点で慎重かつ十分に審査し、公正・公平な選定を行っていく。
- ・ なお、特例的判断をした場合においても、出来高(発注額)の均等化を図ることは、従前と同様である。また、本変更は既に平成21年4月から段階的に実施してきているが、同年5月には業者選定委員会で確認し正式に運用しており、平成21年12月には出来高均等順番制による業者選定方式を明文で規定化した。

### 経年給水管整備工事における業者選定

- ・ 経年給水管整備工事においては、水道工事センターの管理職員を含む複数職員による選定案作成とし、給水装置改良工事と同様に出来高均等順番制を採り入れることとしたが、平成21年8月からの新たな契約方式への移行により、業者選定時に職員の恣意が入る余地のない制度となった。

### 工事発注依頼時におけるチェック体制の強化

- ・ 平成21年5月から、給水装置改良工事の工事発注依頼書を作成する際、水道工事センター内で複数職員による協議・確認を行ったのち、水道工事センターの担当係長がその内容・判断の適正性を点検・チェックした上で、給水担当の担当係長にあてに親展で送付することとした。
- ・ とりわけ、業者選定において特例的対応が必要と判断して、給水担当にその旨要請する場合においては、その必要性、妥当性を明らかにして文書により給水担当に提出し、業者選定委員会において当該水道工事センター所長から趣旨の説明を行うこととした。

### 業者選定のルール及び選定結果の公表

- ・ 業者選定に当たっては出来高均等順番制を厳格に運用する一方、特例的判断により業者を選定しなければならない場合は、水道工事センターからの要請の内容、業者選定に至るまでの過程については克明に記録し、後日に確実に検証可能なように保管するとともに、外部に対する

説明責任を果たしていく必要がある。

- ・ こうしたことから、今後は業者選定に係る基本的ルールの外部への積極的な公表や業者選定に至る経過や選定結果等を外部に公表することについて検討を進める。

### (3) 下請けあっせん行為の防止等

下請けあっせん及び紹介禁止（通知）の職員周知

- ・ 特定業者の元請業者への下請けあっせん及び紹介については、平成21年3月26日付け契約管財局長名にて「特定業者の元請業者への下請けあっせん及び紹介の禁止について」として通知されており、3月31日付けで、管財調達担当課長名にて関係職員に周知した。
- ・ また、請負業者との協議や立会い等における対応については、平成21年3月から原則複数職員での対応を西部水道工事センターで試行実施するなど、業者対応の適正なあり方についても継続して検討を進める。

職員とのコミュニケーション強化

- ・ 職員一人ひとりの日頃の発言・行動や生活状況について、できるだけ注意を払ってきめ細かく指導・助言等を行い、問題意識の職員間での共有化を図るため、水道工事センターでは、平成21年3月から各チーム単位で各始業・終業時にミーティング等を行うとともに各水道工事センター単位で業務遂行に関する作業部会を設立し、管理職員が主体となってより一層のコミュニケーションの強化を図っている。

職員のコンプライアンス意識向上のための研修・啓発の実施

- ・ 下請けあっせん行為の防止等の再周知と、今回の収賄事件の周知及びコンプライアンス意識の向上に向け、給水装置関係工事に従事する職員及び従事する可能性のある類似職場職員を対象として、「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」等を教材にコンプライアンス研修を実施した。

#### 西部水道工事センター

平成21年3月16日～18日 研修

平成21年3月23日～27日 関連ビデオ上映

#### 東部水道工事センター

平成21年6月8日～18日 研修（関連ビデオ上映を含む）

#### 南部水道工事センター・北部水道工事センター・給水担当

平成21年6月10日～18日 研修（関連ビデオ上映を含む）

- ・ また、コンプライアンス推進強化月間にあわせて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上と、各職場において不祥事の起こりづらい・万一起こっても早期に発見しやすい風通しの良い風土づくりに向けて、内部統制員（課長）を補佐する管理職員（課長代理・係長・技能主任）を対象に、外部講師を招いてのコンプライアンス研修を実施するとともに、職員を対象にした希望制によるコンプライアンス意識啓発ビデオ鑑賞会を開催した。

### コンプライアンス研修（外部講師型）

平成 21 年 9 月 10 日・11 日（午前・午後） 全 4 回 受講者：206 名

（研修終了後、内部統制員が中心となり各職場でのコンプライアンス推進の取組を実施する、という事後課題を設定。）

### コンプライアンス意識啓発ビデオ鑑賞会

平成 21 年 10 月 20 日・21 日（午前・午後） 全 4 回 参加者：187 名

（公務員の不祥事防止（「非行、不正の芽、これが汚職」「『借金』で人生棒に振るべからず」）など、10 タイトルを上映。）

- ・ 今後とも、コンプライアンスに関する研修・啓発に、反復・継続して取り組み、職員の意識向上と職場風土の改革に努める。

### 内部監査によるチェックの強化

- ・ 給水担当における給水装置整備工事等の工事発注事務を対象に、コンプライアンス担当による内部監査を行い、業者選定が適正な手順により行われているかどうかをチェックした。

#### 給水装置整備工事等の業者選定に係る特別監査

監査期間：平成 21 年 9 月 11 日～18 日

対象工事：平成 21 年 4 月 1 日から応査日（9 月 11 日）までに発注された給水装置整備工事及び配水管工事に伴う接合替工事 453 件

監査担当：コンプライアンス担当

監査結果：「出来高均等順番制」を採用した平成 21 年 5 月 29 日契約分以降は、概ね適正に業者選定が行われていること、6 月 5 日発注分以降は、業者選定委員会での審査を経て決定された 1 件を除き、厳格に出来高の順番に従った業者選定が行われていることが認められた。

表-6.1 給水装置整備事業関連の主な工事契約方法

工事種別	～21.1.31		21.2.1～21.7.31		21.8.1～22.1.31		22.2.1～22.7.31(予定)	
	契約方式	契約者数	契約方式	契約者数	契約方式	契約者数	契約方式	契約者数
給水装置 整備工事	随意契約 (単価契約)	154 <sup>1</sup> (市内)	公募型指名 見積比較 (単価契約)	92 (市内)	公募型指名 見積比較 <sup>2</sup> (単価契約)	92 (市内)	公募型指名 見積比較 <sup>2</sup> (単価契約)	90 (市内)
	配水管工 事に伴う 接合替工 事	(上記工事に含む)						一般競争入札(総価契 約)の一部試行  (上記工事に含む) 平成22年度以降起 案分から配水管工事と の契約一本化を予定し ているが、既契約の配 水管工事に必要となる 接合替工事は上記工事 にて発注予定(平成23 年度中頃までを想定)
配水細管工事	(給水装置改良工 事に含む)		一般 競争入札 (単価契約)	4 (ブロッ ク内)	一般 競争入札 (単価契約)	4 (ブロッ ク内)	一般 競争入札 (単価契約)	4 (ブロッ ク内)
経年給水管 整備工事	随意契約 (単価契約)	77 <sup>1</sup> (市内)	公募型指名 見積比較 (単価契約)	42 (市内)	一般 競争入札 (単価契約)	24 (ブロッ ク内)	一般 競争入札 (単価契約)	24 (ブロッ ク内)

・契約者数欄の( )内は施行範囲。

(市内)は、市内全域に複数者。

(ブロック内)は、4水道工事センター管轄区内に各1者、又は24行政区の区内に各1者。

1：平成20年8月1日～21年1月31日の契約者数

2：平成21年度より「指名見積比較」から「指名比較見積」に名称変更

表-6.2 各工事の件数及び執行状況

工事種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平均	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
給水装置 整備工事	841	2,915,274	806	2,844,164	873	3,202,038	840	2,987,159
配水管工 事に伴う 接合替工 事	320	917,519	246	781,705	316	1,034,407	294	911,210
配水細管工事	32	120,110	26	102,318	28	118,371	29	113,600
小計	1193	3,952,903	1078	3,728,187	1217	4,354,816	1163	4,011,969
経年給水管 整備工事	2450	791,164	2445	748,218	2141	639,424	2345	726,269

・工事センター発足前(19年11月25日以前)は営業所別件数・金額の工事センター別への再集計

・経年工事は指示件数であり、お客さま申込みの給水装置工事は含まない。

## 給水装置整備事業について

## 1 事業の概要

## (1) 目的

給水装置整備事業とは、給水装置が個人財産であることを基本としながら、一定の基準を設け、局費用で既設給水装置を整備することにより、漏水防止による有収率の向上、給水装置に起因する出水不良の解消、並びに給水装置の耐震性の向上等を図ることを目的とし、鉛給水管の取替えや給水の円滑化、並びに市民サービスの向上を推進するものである。

## (2) 給水装置に係る整備施策の経過

- ・「道路部分漏水修繕工事」の無料化（昭和 23 年～）
- ・「配水管工事に伴う接合替工事」「配水細管工事」「給水管整備工事」の実施

(昭和 35 年～)

## ・給水管整備工事の充実

- |           |          |
|-----------|----------|
| 「メータ位置改良」 | 昭和 45 年～ |
| 「中止栓撤去」   | 昭和 48 年～ |
| 「止水栓整備」   | 昭和 52 年～ |
| 「給水幹線整備」  | 昭和 56 年～ |
| 「路線単位の整備」 | 平成 3 年～  |

- ・「経年給水管整備工事」の実施（昭和 63 年～）

## 2 第 1・2 次給水装置整備事業

本市では、給水装置が個人財産であること基本としながら、一定の基準を設け、昭和 35 年から給水装置の整備に取り組んできた。その後、計画的な整備を図るため、平成 5 年度を初年度とする第 1 次給水装置整備事業（5 か年計画、総事業費 210 億円）を策定し、漏水防止並びに給水装置に起因する出水不良の解消等により給水の円滑化に努めてきたが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた震災対策強化等の観点から計画を見直すものとし、平成 8 年度をもって打ち切った。

平成 9 年度からの第 2 次給水装置整備事業（5 か年計画、総事業費 270 億円）では、耐震防食型分水栓等の採用により給水装置の耐震性の向上を図るとともに、維持管理上支障となる既設給水装置や鉛給水管の整備改良、道路下に輻輳して布設されている給水管の統合等を実施し、鉛給水管の解消に努めてきた。

	第 1 次給水装置整備事業	第 2 次給水装置整備事業
実施年度	平成 5 年度～8 年度 (当初の 5 か年計画を 4 年で打ち切り)	平成 9 年度～13 年度
総事業費	133 億円	270 億円
鉛給水管取替延長	145km	237km

### 3 第3次給水装置整備事業

水道水中の鉛に係る水質基準は、生涯にわたり連続して摂取しても人の健康に影響が生じないよう安全性を考慮して、平成5年12月にそれまでの0.1mg/Lから0.05mg/Lに改正され、また、概ね10年後の長期的目標として0.01mg/Lを達成すべく、鉛管の布設替えを基本とした対策を実施すべきであるとされた。これを受けて、平成15年4月1日から基準を0.01mg/Lとして施行されることとなった。

こうした水質基準の強化を踏まえ、水道局では平成11年度に「経年給水管（鉛管）対策検討委員会」を設置し、ハード・ソフトの両面から鉛給水管対策について総合的な検討を行い、平成14年2月に基本方針を策定した。

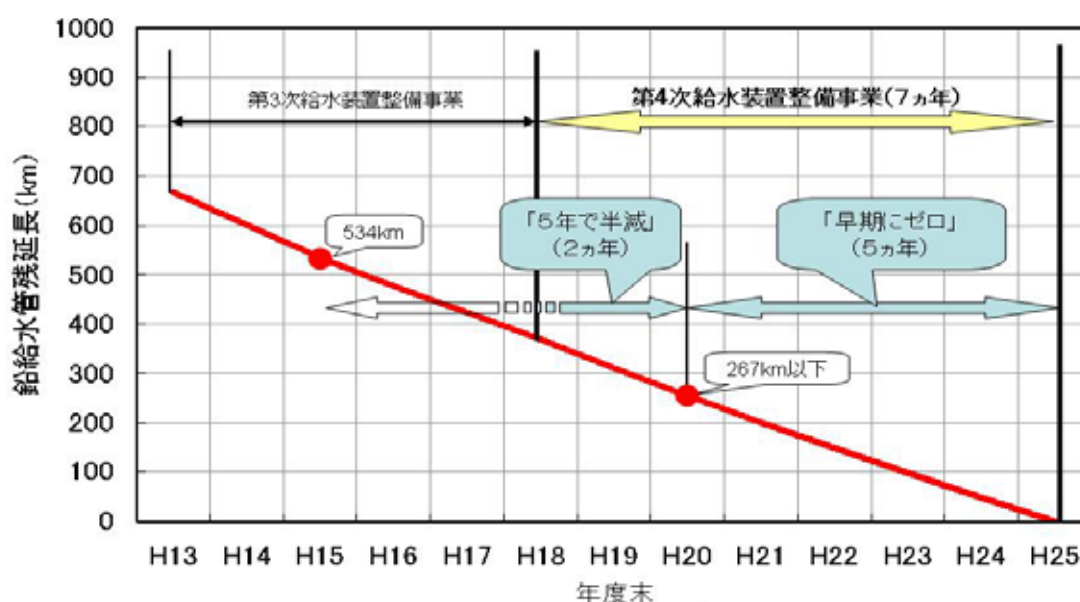
第3次給水装置整備事業では、この基本方針に従い、より一層の鉛給水管の取替えを実施した。

	第3次給水装置整備事業	備考
実施年度	平成14年度～18年度	
総事業費	263億円	
鉛給水管取替延長	298km	

### 4 第4次給水装置整備事業

第3次給水装置整備事業が平成18年度で終了したことを受けて、現在、平成19年度を初年度とする7か年計画の第4次給水装置整備事業を実施している。

第4次給水装置整備事業では、平成16年6月に厚生労働省が公表した「水道ビジョン」で明記されている「鉛給水管総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにする。」との趣旨を踏まえて、第3次給水装置整備事業における基本方針を引き継ぎながら、平成25年度末までに道路部分の鉛給水管の完全解消を目指している。



第4次給水装置整備事業の基本方針

(1) 概要

- ・事業年度 平成 19 年度～25 年度
- ・総事業費 405 億円（計画額）

(2) 基本施策（第 3 次給水装置整備事業と同様）

鉛給水管取替えの推進

漏水防止対策

出水不良対策

給水装置における耐震性の向上

(3) 実施状況

第 4 次給水装置整備事業における事業費及び道路部分の鉛給水管取替え延長

年 度	H19 決算	H20 決算	H21 予算	H22～25 計画	合 計
事業費(百万円)	5,448 (5,995)	5,976 (5,985)	5,378	23,698	40,500
取替延長(km)	49 (60)	53 (57)	53	214	369

( )内の数値は予算。

<平成 21 年度予算工事別内訳>

給水装置整備工事	3,393,633 千円
配水管工事に伴う接合替工事	942,388 千円
経年給水管整備工事	928,083 千円
配水細管工事	113,442 千円

カテゴリー別・区別の鉛給水管取替え戸数

[単位：戸]

カテゴリー ・区分	H18 末 残戸数	取替え戸数				合 計
		H19 決算	H20 決算	H21 予算	H22～25 計画	
カテゴリー A	7,632	864 (2,860)	995 (2,560)	2,284	3,489	7,632
あいえ	3,266	379 (1,215)	370 (1,061)	1,021	1,496	3,266
カテゴリー B	19,512	2,712 (5,093)	2,682 (5,154)	4,382	9,736	19,512
カテゴリー C	139,243	11,800 (14,174)	14,484 (14,409)	14,575	98,384	139,243
合 計	166,387	15,376 (22,127)	18,161 (22,123)	21,241	111,609	166,387

( )内の数値は予算

## 給水装置整備事業で施行する主な工事の種別

### (1) 給水装置整備工事

既設給水装置を整備改良することにより、にごり水、出水不良又は漏水の解消を図り、給水の円滑化及び給水装置の維持管理並びに市民サービスの向上を図る。

#### 給水管整備

維持管理に支障となる既設給水管の整備改良を行う。

#### 給水幹線整備

家屋下又は裏路地に布設され、維持管理上支障となっている給水幹線の整備改良を行う。

#### 止水栓整備

既設止水栓を撤去し、メータ用止水栓の設置を行う。

#### 中止栓撤去

#### メータ位置改良

検針並びにメータ取替に支障となっているメータの位置改良を行う。

#### 大型メータボックス整備

メータ口径 50mm 以上で、点検・取替に支障をきたしているメータボックスの整備、改良等を行う。

### (2) 経年給水管整備工事

道路下で漏水した鉛給水管及び使用延長が長く維持管理上問題のある鉛給水管の整備改良を行う。

### (3) 配水管工事に伴う接合替工事

配水管の新設又は布設替工事に伴い、当該道路に布設されている給水装置、及び当該道路に面した家屋の給水装置を接合替することにより、給水装置の整備改良を行う。

### (4) 配水細管工事

配水管布設見込みのない道路（主として未認定道路）に配水細管（H I ビニル管 75mm）を布設することにより給水装置の整備改良を行う。